

ベトナムにおける現地情報

2022年6月16日

ASIA GATE VIETNAM CO., LTD.

豊田英司

【コロナ関連ニュース】

(ベトナム入国に関するコロナ関連の書類や措置が実質、撤廃に)

ベトナム政府は5月15日午前0時から、ベトナムへ入国するあらゆる人に求めていた新型コロナウイルスの検査要件を「一時的に」停止しました。

「一時的」となっていますが期限は定められていないので実質的な入国要件の撤廃となります。

これにより、ベトナムへ渡航する際に求められていた新型コロナウイルスの陰性証明書やワクチン接種証明書、オンライン医療申告など各種証明、そして入国後の隔離措置など一切不要となりました。

ただし、入国後10日間は健康観察期間として、何かあればすぐに保健当局へ連絡すること、仮にベトナム滞在中にコロナウイルス感染が発覚した場合、ベトナム国内で原則7日間の隔離が必要となる、などの措置は残ります。

既報の通り、日本人に関してはビザなしでも15日間以内はベトナムに滞在できる特別措置も復活しておりますので、大変気軽にベトナムへ渡航できるようになりました。

ただし、ベトナムから日本へ帰国する場合に72時間以内のコロナウイルス陰性証明が必要になりますので、ベトナム滞在中に現地の病院にてウイルスチェックして陰性証明を取得する手間があります。検査自体はすぐに終わりますが、受け取りまで数時間かかるのが通常ですので、下手すると翌日受け渡しになり、ちょっと面倒ではありますので、スケジュール作成時にはご注意ください。

現在、ベトナム国内における1日当たりの新型コロナウイルスの新規感染者数の平均は2,000人、死亡者も1名か2名程度と半年前に比べると大幅に改善されております。

【経済関連ニュース】

(ワーカーの採用競争が厳しくなっています)

最近、ベトナム現地での工場ワーカーの採用が非常に厳しくなっています。

これには中国からの工場移転などが活発化していること、コロナ後の経済活発化で生産需要が急増していることなど、各種要因がありますが、その中で、最近の傾向として語られるのが、「ベトナムの若者の工場勤務ばなれ」です。

6月15日付のベトナムエクスプレスの記事によると、最近、月1000万ドン(約430ドル)と従来のベトナムであれば、それなりの収入を得ている工場勤務の若者が続々と退職しており、後任もすぐに見つけられない様子がレポートされています。

月1000万ドンとはいえ、毎日12時間も勤務することで時間的な余裕がないことに最近のベトナムの若者は抵抗感を覚える人も多く、バイクタクシーの運転手やネット通販での販売業など時間の融通が利きやすい仕事に移っていくケースが見受けられるようです。

この辺り、かつて日本が1980年代後半のバブル景気華やかなりし頃、それまで日本経済を牽引してきた製造業に対して「3K(きつい、汚い、危険)などと忌避し始めた様子を思い出したりします。

いずれにしても、かつて、「若くて元気な工場勤務候補者がいくらでもいる」、と言われたベトナムのイメージは大きく変わりつつあるのかな、と思います。

【社会・文化関連ニュース】

(日本円とベトナムドンの為替価格が大変動)

日本ではドルに対する円安が大変な注目となっていますが、これはベトナムドンに対してもいえます。

昨年12月17日には1円=202.2ベトナムドンだったのが、今年6月15日現在で1円=173.6ベトナムドンと、14%以上、日本円が安くなっております。

ベトナム人1人に対して1000万ドンの給与を払っている場合、半年前であれば4万9千円くらいだったのが、現在では5万8千円ほどになりますので、ベトナムでの従業員が多い会社にとっては大きなコストアップ要因となっています。

1年以上前からベトナムへの工場進出計画を立てていた企業様が、この円安傾向を受けて進出計画を一旦凍結された例もお聞きしております。

今後、ドル円、だけでなく、円ドンの為替推移からも目が離せないところです。

【その他ニュース】

(ベトナムの最低賃金が7月1日から改定されます)

今年7月1日からの最低賃金の変更が政令 38/2022/ND-CP として発令された事により正式に決定いたしました。

ベトナムの最低賃金額は地域別の経済力によって4レベルに分けられていますが、今回、4地域の平均で6%の増額となりました

具体的な金額は、以下の通りです。

【2022年7月1日以降の最低賃金】

第1地域:442万ドン(\$190) → 468万ドン(\$202) (26万ドンUP)

第2地域:392万ドン(\$169) → 416万ドン(\$179) (24万ドンUP)

第3地域:343万ドン(\$148) → 364万ドン(\$157) (21万ドンUP)

第4地域:307万ドン(\$132) → 325万ドン(\$140) (18万ドンUP)

=====

日本では「最低賃金」といえば時給ですが、ベトナムでは月給で示されておりましたが、今回の政令で初めて時給単位でも最低賃金額が規定されました。

地域 1 : 22,500 VND(\$0.97)

地域 2 : 20,000 VND(\$0.86)

地域 3 : 17,500 VND(\$0.76)

地域 4 : 15,600 VND(\$0.67)

ベトナムでは例年1月1日に最低賃金の改訂が行われていましたがコロナ発生後、経済状況の悪化を鑑みて改訂がストップしておりました。

以上